

五泉市地域クラブ活動及び 中学校部活動基本方針

令和8年2月
五泉市教育委員会

はじめに

中学校の部活動は、スポーツや文化芸術等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を培うなど、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものです。また異年齢との交流の中で生徒同士や教員との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人格形成的にも意義が高いものです。

しかし近年、深刻な少子化が進行し、中学校生徒数の減少が加速化していることにより、部員不足のため単独校でチームが編成できない、通学する学校にやりたい競技の設置がない、学校規模の縮小により専門的な指導を行える教員が配置されないなど、子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなることが強く懸念されています。

このような状況の中、令和2年9月に文部科学省は、「令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行する」という方針を示しました。

これを受け、五泉市では、令和4年度に五泉市部活動の在り方検討委員会を立ち上げ、市内の中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境整備に向けて検討を進めてきました。

五泉市地域クラブ活動及び中学校部活動基本方針(以下「市基本方針」という。)は、これまでの検討委員会における検討結果や、令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における地域クラブ活動と中学校部活動の実施について、市の基本的な考え方を示すものです。

今後も加速化していく人口減少等による社会背景の変化の中にあっても、五泉市の子どもたちが、多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境整備を推進していきます。

I 地域クラブ活動

1 基本方針

五泉市における地域クラブ活動については、以下の点を重視し実施します。

- (1) 生徒がスポーツ・文化芸術活動等に親しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図ります。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で関係者が連携して支えることにより、持続可能な活動を実施します。
- (3) 生徒の心身の発育や健全な成長を促すため、科学的根拠に基づき指導を行うとともに、生徒にとって過度な負担とならないよう、適切な活動日数や活動時間を定め、計画的に実施します。

2 スケジュール

(1) 休日の活動

休日の学校部活動は令和8年度まで実施します。以降は休日の学校部活動は原則行いません。ただし、活動の事情により、一部の活動において前後する場合があります。

(2) 平日の活動

平日の学校部活動は当面継続します。なお、平日の地域クラブ活動は可能なクラブから実施します。

(3) 大会の出場(中体連主催)

大会出場は、部活動としての参加は継続予定です。なお、中体連が認定した地域クラブは大会に参加可能です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度
休日の活動	中学校の部活動	令和9年3月まで実施		休日の部活動は原則行わない
	地域クラブ活動	可能なクラブから実施		部活動から地域クラブへ展開
平日の活動	中学校の部活動	部活動は当面継続予定		
	地域クラブ活動	可能なクラブから実施		
大会の出場 (中体連主催)	中学校の部活動	部活動として大会参加は継続予定		
	地域クラブ活動	中体連が認定したクラブは大会に参加可能		

3 地域クラブ活動の取組

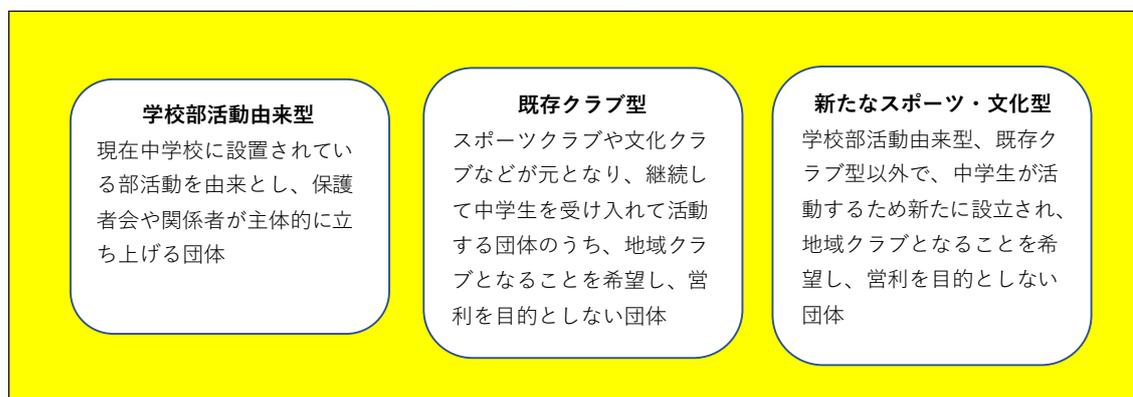
(1) 地域クラブの整備

五泉市におけるスポーツ・文化芸術活動の環境を充実させるため、整備を進めているのが「五泉市地域クラブ」です。

五泉市地域クラブは、学校部活動の保護者や関係者が主体的に立ち上げるクラブ、地域で行われているスポーツクラブや文化クラブなどの活動を土台とするクラブや、多様な志向や地域性などの視点から新たに立ち上げるクラブなどを想定しています。

五泉市では、地域クラブの認定基準や安全管理マニュアルを策定し、それに基づいた活動を行う団体を「五泉市地域クラブ」として認定する制度を設けて、適切な運営の推進と、子どもたちが安心して活動できる環境づくりに取り組めます。

【五泉市地域クラブのパターンイメージ】



(2) 適切な指導の実施

地域クラブ活動においては、「Ⅱ 学校部活動」に準じ、次のとおり指導を実施します。

- ① 地域クラブ活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、活動を通して生きる力の育成や豊かな生活の実現を目指します。
- ② 運営に当たっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、心身の健全な育成の視点を大切に指導します。
- ③ 指導者等は、活動の特性を踏まえた科学的トレーニング方法や練習方法などを積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果的な活動を実施します。
- ④ 指導者等は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて、ニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動の方針を設定します。

(3) 適切な休養日及び活動時間等の設定

地域クラブ活動においては、「Ⅱ 学校部活動」に準じ、次のとおり適切な休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守します。

- ① 学校の学期中は、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、週2日以上(平日に1日以上、週休日等に1日以上)の休養日を設定します。なお、学校の長期休業中においても、学期中に準じて休養日を設けます。
- ② 1日の活動時間は、平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とします。
- ③ 大会やコンクール、練習試合等で長時間の活動になる場合は、大会後に休養日を設け、生徒の健康面や学校生活に支障がでないように配慮します。
- ④ 学校行事や生徒の安全面等を考慮し、次の場合は、休養日を設けるなどの対応を行います。
 - ・定期テスト1週間前及び学校閉庁日
 - ・泊を伴う行事の前日及び当日
 - ・荒天、災害等で影響のある期間
 - ・その他必要な期間(熱中症が心配される期間を含む)
- ⑤ 大会や練習試合への参加を精選し、生徒の疲労蓄積につながらないように十分に配慮するとともに、保護者の過度な負担にならないように配慮します。

(4) 体罰等の禁止

- ① 指導者等は、いかなる理由があっても体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもち、絶対に行いません。
- ② 指導者等は、生徒の人格を否定する発言や威嚇、威圧的な言動など、指導者として信用を失墜させる行為(ハラスメント)は決して許されないものであることを認識し、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であるという自覚をもって指導に当たります。
- ③ 指導者等は、個人情報の取扱いについて注意を払い、漏洩がないよう適切に管理します。

4 中学校との連携について

平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存する場合、指導者が異なることから指導方針等で生徒が混乱することなく活動に参加できるようにする必要があります。あらかじめ、地域クラブ指導者と学校部活動の顧問等の間で、指導方針や生徒の活動状況に関する情報を共有し、一貫性を持った指導が行われるよう密に連携

を図るとともに、生徒や保護者等への説明を適切に行います。

5 保護者の費用負担について

現在の部活動では教員が指導を行うため、保護者が部活動で負担する費用は、道具やユニフォーム、大会会場までの送迎などの実費負担のみとなっています。

しかし、地域クラブ活動においては、指導者に対する謝礼を含め様々な費用が発生することになります。地域クラブ活動が持続可能な活動となるためには、参加する生徒が、保険料を含めた必要な活動費を負担する受益者負担を原則とします。

令和7年度に地域クラブ活動に参加している生徒の保護者が負担している費用は、スポーツ安全保険料年額800円のほか、地域クラブによっては、大会参加費や消耗品などに充てるため、月2,000円の会費を徴収しています。その他、大会や練習試合に係る遠征費用を別途徴収しています。

令和9年度からは上記の費用のほか、指導者に対する謝礼にあてるため、「地域クラブ活動運営費」の徴収を予定します。具体的な金額については、国が示す保護者負担の目安金額や近隣市町村の状況等を踏まえ検討します。

一方、費用負担が増加することによって地域クラブ活動に参加できなくなる生徒が発生しないよう、費用を支援する仕組みを検討し、すべての生徒が地域クラブ活動に参加しやすい環境整備に向け取り組みます。

6 活動場所への移動手段の確保について

地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校以外となる場合や、複数の中学校の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要となります。現在は、活動場所への送迎は保護者が行うものとしていますが、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえ、公共交通との連携について検討していきます。

Ⅱ 学校部活動

1 基本方針

学校部活動については、一部の活動で地域展開を進めているところ、文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、休日及び平日における全ての学校部活動の地域展開を実現するまでの間、各校において以下の点を重視し、最適な形で部活動が実施されることを目指します。

- (1) 生徒がスポーツ・文化芸術活動等に親しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図ります。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、効果的に取り組みます。
- (3) 生徒の心身の発育や健全な成長を促すため、科学的根拠に基づき指導を行うとともに、生徒にとって過度な負担とならないよう、適切な活動日数や活動時間を定め、計画的に実施します。

2 学校部活動の取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 学校の教育活動の一環として行われる活動は、生徒の自主的・自発的な参加により、学級や学年の枠を越えて行われる活動であり、活動を通して生きる力の育成や豊かな学校生活の実現を目指します。
- ② 生徒の健全な心身の育成と豊かな人間性を育むために、学校生活とバランスの取れた運営と指導を行います。また、生徒の健康面・精神面及び部活動内での人間関係等にも十分配慮して指導に当たります。
- ③ 運営に当たっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、心身の健全な育成の視点を大切に指導します。
- ④ 顧問や部活動指導員(以下「顧問等」という。)は、技術指導のほかに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面で指導力を身につけていきます。
- ⑤ 顧問等は、部活動の特性を踏まえた科学的トレーニング方法や練習方法などを積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果的な活動を実施します。

- ⑥ 顧問等は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて、ニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動の方針を設定します。

(2) 学校ごとの活動方針の作成等

- ① 学校は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、新潟県教育委員会の「新潟県部活動の在り方に係る方針」、「市基本方針」及び自校の実態等を踏まえ、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、年度当初の職員会議等で確認するとともに、学校だよりや学校ホームページ等とおして保護者や地域等に周知し、共通理解を図ります。
- ② 顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」を踏まえ、部活動の活動日や休養日、大会等を含めた年間及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月及び年間の活動実績報告を作成し、校長に報告します。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績報告の確認等により、各部の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教員の負担が過度にならないように適宜指導を行います。

(3) 適切な休養日及び活動時間等の設定

- ① 部活動の休養日については、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、週2日以上(平日に1日以上、週休日等に1日以上)の休養日を設定します。なお、休養日は学校ごとに同一日とし、長期休業中も同様とします。
- ② 1日の活動時間は、平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とします。なお、朝練習は原則実施しません。ただし、学校や顧問事情等により、放課後の活動時間が十分に確保できず、保護者の理解が得られた場合には、顧問の指導の下30分程度の朝練習を実施できるものとします。その場合、希望者のみの参加とし、1日の活動時間に含めます。
- ③ 大会やコンクール、練習試合等で長時間の活動になる場合は、大会後に休養日を設け、生徒の健康面や学校生活に支障がでないように配慮します。
- ④ 生徒の健康面、安全面、学習面、家庭生活等を考慮し次の場合は、学校の実態に応じて、部活動を行わない期間を設定します。併せて、この期間中の大会等への参加は極力避けるようにします。
- ・定期テスト1週間前及び学校閉庁日
 - ・泊を伴う行事の前日及び当日
 - ・荒天、災害等で影響のある期間
 - ・その他校長が認める期間(熱中症が心配される期間を含む)

- ⑤ 大会や練習試合への参加を精選し、生徒の疲労蓄積につながらないように十分に配慮するとともに、保護者の過度な負担にならないように配慮します。

(4) 事故防止の取組

- ① 顧問等は、日頃より生徒の健康状態や体力・技術の習得状況を把握するとともに、施設設備・用具等の定期的な点検を行い、事故防止に努めます。
- ② 顧問等は、生徒の体調が優れない場合に、顧問等に申告しやすい雰囲気づくりを大切にします。また、近年の温暖化による熱中症の予防対策を行うなど、活動を取り巻く環境面に配慮した生徒の体調管理を行います。
- ③ 顧問等は、生徒に事故があった場合の校内体制及び関係機関への連絡体制を確認しておきます。また、AED等の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切な対応ができるようにします。
- ④ 顧問等は、事故が起こった場合には、生徒の安全を第一に適切な対応を行うとともに、管理職に速やかに報告し指導を仰ぎます。

(5) 体罰等の禁止

- ① 顧問等は、いかなる理由があっても体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもち、絶対に行いません。
- ② 顧問等は、生徒の人格を否定する発言や威嚇、威圧的な言動など、指導者として信用を失墜させる行為(ハラスメント)は決して許されないものであることを認識し、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であるという自覚をもって指導に当たります。
- ③ 校長は、部活動で厳しい指導と称して体罰を正当化する風潮や人権尊重の精神に反するハラスメントは決して容認されるものではないとの認識を教職員にもたせ、適宜顧問等に指導を行うなど、体罰等を行わないための取組を行います。
- ④ 顧問等は、個人情報の取扱いについて注意を払い、漏洩がないよう学校の規則に則り適切に管理します。

(6) 保護者及び地域等との連携

- ① 顧問等は、各部の活動方針や活動計画・活動状況について、保護者への説明や意見交換をする機会を設定し、保護者の理解を得るように努めます。
- ② 顧問等は、活動中のけが等に関して速やかに保護者に連絡し、状況の説明を行います。
- ③ 部活動が地域クラブ活動と連携する場合は、生徒の心身の健全育成や適切な休養日の設定といった点に特に留意し、十分に調整を図ります。
- ④ 学校は、地域の専門的な技術指導力を有する部活動指導員等の活用を検討し、複

数の指導者による適切な指導体制の構築を図ります。

(7) 部活動を支える環境整備

- ① 学校は、生徒の安全確保の観点から、部活動の設置に当たっては、複数顧問体制による運営が可能となる数を目安とします。
- ② 学校は、現在設置されている部活動で公式戦に出場するための人数を満たさない場合は、他校との合同チームを検討します。また、学校規模、生徒数、教職員数、各部の部員数を考慮し、部活動の設置について生徒のニーズを把握し、保護者等と連携しながら検討します。
- ③ 市教育委員会は、学校の実情に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員の配置を進めます。

Ⅲ その他

- 1 平成30年9月に策定した「五泉市「適正な部活動の運営に関する方針」」は廃止します。
- 2 令和6年3月に策定した「休日の部活動の地域移行推進方針」は廃止します。
- 3 本基本方針は、取組の進捗状況や五泉市部活動の在り方検討委員会での議論等を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。